



令和6年8月28日

富士市特別職報酬等審議会会長 様

富士市長 小 長 井 義 正

特別職報酬等の額について（諮問）

富士市議会議員の議員報酬及び常勤の特別職（市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員）の給料の適正額について御審議の上、御答申賜りたく諮問いたします。

令和6年度富士市特別職報酬等審議会（第1回）会議録

I 日 時 令和6年8月28日（水） 午後1時30分～午後3時32分

II 場 所 市役所8階 政策会議室

III 出席委員

きらり交流会議委員長_____内野浩恵
富士市町内会連合会会長_____荻野克雄
東海税理士会富士支部中小企業支援対策委員長_____小野京子
静岡県社会保険労務士会富士支部会員_____勝又紗子
富士市消費者運動連絡会常任理事_____小林俊子
富士伊豆農業協同組合富士地区本部地区本部長_____長橋房良
富士商工会議所副会頭_____増田正之
静岡県弁護士会沼津支部富士地区弁護士会会員_____山内有二
公募委員_____遠藤正人
公募委員_____本田香織

IV 事務局 総務部長 人事課長 給与担当4名

V 議 題 特別職職員の報酬等の適正額について

【進行内容】

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 会長の選出、会長代理の指名
増田委員が推薦され、全員一致で選任される。会長代理には荻野委員が指名される。
- 5 諮問
市長から諮問書が会長に手渡される。
- 6 審議会開会
 - ① 総務部長から諮問についての説明
本日を含め、2回の審議会を開き、答申まで進めていただきたい。
 - ② 2回目の日程について
次回は、10月21日（月）午前9時30分から市役所8階政策会議室で開催。
 - ③ 資料説明
給与担当統括主幹から配付済みの資料を順番に説明。

【配付資料】

- ・ 特別職報酬等審議会の意義
- ・ 市長について
- ・ 副市長について
- ・ 教育長について
- ・ 常勤の監査委員について
- ・ 市議会議員について
- ・ 富士市特別職の報酬等の改定経過
- ・ 本市における過去の特別職の報酬等改定理由
- ・ 前回開催（令和4年度）答申書の写し
- ・ 県内各市の特別職報酬等の状況
- ・ 類似都市（旧特例市）の特別職報酬等の状況
- ・ 国の特別職給与及び国会議員歳費の改定状況／人事院勧告の状況
- ・ 一般職の給与改定の状況／消費者物価指数の推移と一般労働者の賃金の推移
- ・ 指標から見た財政の状況／市税の状況
- ・ 富士市附属機関設置条例（抄）
- ・ 富士市特別職報酬等審議会規則
- ・ 富士市特別職の職員の給与に関する条例（抄）
- ・ 富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抄）
- ・ 富士市教育長の給与等に関する条例（抄）
- ・ 富士市副市長の事務分担に関する規則
- ・ 富士市長の職務を代理する者の順序に関する規則

【審議の状況】

- 〔会長〕事務局からの説明と資料を参考にし、皆様の意見をお聞かせいただきたい。現時点での意見で構わないので、忌憚のないご意見をお願いします。
- 〔委員〕自分が消費者として物価が上がっていることを実感しており、その点から考えると、特別職の皆様の報酬も上がるべきだと感じる。しかし、実際の市民感覚としては物価がすべて上がっているという感覚はあるものの、すべての方の給与が上がっているという情報はないため、市民感覚としては報酬の据え置きが良いのではないかという印象もある。
- Q.〔会長〕それぞれの特別職に対してのご意見や考え方はあるか。
- A.〔委員〕1つ1つの職種に対して、この職種は上げるとか下げるとかということは考えていない。全体を通じて物価があまりにも上がっているという点を考慮したい。
- 〔委員〕県内政令市は人口が多く、市長の給料も高い。一方、近隣市と比較すると、富士市より人口が少ないが、給料が高いところもある。財政的に富士市が厳しいのであれば、市長が給料を下げることも理解できるが、一般職の給料も上がっている状況である。
- Q.〔会長〕市長以外の副市長そして教育長、監査委員、市議会議員についてはいかがか。

A.〔委員〕現時点で無し。

○〔委員〕前回据え置きとなったが、引き上げても良いのではないかという意見もあった。県の最低賃金は既に千円を超えている状況であり、引き上げても良いと考える。

○〔委員〕前回の答申の内容と感覚的にはほぼ同じ気持ちである。引き上げる理由としては、近隣市との差や物価上昇が挙げられるが、物価が上がり最低賃金が上がっている一方で、実質賃金が上がっているということではないため、市長の給料引き上げについては慎重に行うべきだと考える。

Q.〔委員〕資料の常勤監査欄の沼津市から下は常勤監査を置いてないという認識でよいか。

A.〔事務局〕常勤の監査委員を設置するのは人口25万人以上の都市であるため、沼津市以下は空欄となっている。

○〔委員〕人口25万人以下で監査委員を設置していなければ、その分コストがかからないと理解した。最低賃金の話も出ているが、年金生活者にとっては限られた生活費でやりくりしているため、引き上げたい気持ちはあるものの、現状維持が妥当だと思う。それとは別に、議員の定数について審議すべきだと考える。議員数を減らせば、議員や市長、他の特別職の報酬についても引き上げの検討ができるのではないかと思う。

Q.〔委員〕人口規模では県下で3番目であり、公務もそれに従って多いと思われるため、引き上げても良いとは思う。ただし、財政力の指標は健全である一方、令和5年の予算は3%シーリング、令和6年は5%シーリングとなっている。財政力指数が良いにもかかわらず、シーリング幅がなぜ上がっているのかは不明である。また、引き上げについては市長に限り、他の特別職については基本的に仕事内容が変わっていないと考え、据え置きとするべきだと考えている。

A.〔事務局〕経常的に毎年行っている事業については、内容を見直し、無駄を省いて新規事業に予算を配分することを目的としてシーリングを行っている。また、総合体育館の建設や富士駅北口の再開発などの大規模開発事業があり、今後投資的な事業費が増加することを見据えて、令和6年度予算については、令和5年度予算よりも圧縮し、各部課が予算編成を行う方針であった。しかし、結果として令和6年度予算は令和5年度予算より規模が大きくなっている。財政力指数は1を下回っており、財政的に健全な団体であると評価できる。

Q.〔会長〕富士市は、地方交付税不交付団体で良いか。

A.〔事務局〕そのとおり。

Q.〔委員〕人事院勧告の状況表の見出しに「勧告率」と「本市改定率」という表記があるが、おそらく「勧告率」は人事院勧告がこれに引き上げなさいと勧告した率かと思う。一方、「本市改定率」とはどのような意味か。

A.〔事務局〕「勧告率」とは、民間との差を埋めるための率である。「本市改定率」の右列に「行政職給料表」とあるが、これは給料表全体の平均で3%増加することを意味する。実際には若手職員から幹部職員まで分布にばらつきがあり、それを本市の分布に当てはめたものが「本市改定率」となる。端的に言えば、「勧告率」は民間との比較を行った率であり、「本市改定率」は実際に富士市に適用した際の改定率であるため、差が生じる。

Q.〔委員〕「勧告率」に比べて「本市改定率」が小さかったため、富士市の財政的な制約があるのではないかという観点で質問した。今の説明によると、「行政職給料表」という数字を見た方が

良いということか。

- A.〔事務局〕「本市改定率」は実態を捉えたものとなる。「行政職給料表」は、表そのものの平均であり3%の増額となるが、若年層に至っては約11%の増額改定が行われている。一方、幹部職員は約1%程度の増額となるため、若年層に重点を置いた改定が実施されている。それを表全体で見ると、3%となる。
- Q.〔委員〕財政的な制約があり、直近で増額の答申をしたものの、据え置きとなった。財政的にどのような状況にあるのかが関心事である。どのように判断すればよいか。
- A.〔事務局〕内容を一部訂正する。前々回の平成30年度では、引き上げの答申をいただいたものの、据え置きの判断をさせていただいた。前回の令和4年度では、そもそも据え置きの答申をいただいたため、それを受けて据え置きとさせていただいた。
- 〔委員〕インフレが起きているから賃上げをするというのは、適切ではないと思う。賃上げは、能力が上がり、GDPが伸び、企業の業績が向上するからこそ行すべきものであり、支払い側の事情も重視する必要がある。特別職の報酬を上げることが許される状況かを見極める必要があるが、その材料が不足していると感じる。バランスを考えると、据え置きとなる。
- Q.〔委員〕第1印象として、財政状況や経済的な状況を見たとき、なぜ他の同規模の自治体よりも少ないのかと疑問に思った。しかし、富士市は企業誘致がうまくいっていないのではないかと、地域医療に脆弱性があるのではないかと感じており、他の予算を圧縮してでもそこに投資しなければならないのではないかと危機感を持っている。とは言え、賃上げの風潮にあるため、市議会議員を除く特別職については、据え置きが妥当だと考える。議員については温度差があると感じており、議員ごとに報酬を上げたり下げたりしたいという思いがある。議員と話す機会があるが、中小企業振興や地域医療、地域づくりについて、本当に親身になって考えていると思っており、そうした差をつけることができないかというのが正直な気持ちである。過去に特別職に対して自分の報酬についてどう思うかというアンケートを取られたことがあるか。
- A.〔事務局〕直接的にアンケートを取って、調査したことはない。
- Q.〔委員〕特別職の報酬が上がると、富士市民が負担する税金が増えることになるのか。
- A.〔事務局〕歳出と歳入は別々に管理されているため、特別職の報酬が上がったことで、直接的に税金が上がることはない。歳入と歳出の財布の中の比率が変わるだけであり、歳出を増やすために、直接的に歳入を増やすことではない。
- Q.〔委員〕市政にかけているお金の中で、何かで使っているお金が動くということで良いか。
- A.〔事務局〕配分の問題であるため、人件費が上がれば、何らかの配分が減ることはある。
- Q.〔委員〕そうした場合、どのような使途の予算が減り、特別職の給料に回されることになるのか。
- A.〔事務局〕人件費は固定費であり、すぐに上げ下げできる経費ではない。そのため、変動経費を調整するしかない。毎年、何が重点課題かを決定し、例えば令和6年度であれば少子化対策に予算を重点的に割り当てるが、それ以外の事業については見直しを行い圧縮する形となる。したがって、特別職の人件費が上がった場合に必ず他の予算が減るわけではなく、全体的に優先順位を見直した上で調整が行われることになる。
- 〔委員〕富士駅前が華やかさに欠ける印象であり、そういった点にも対策を講じなければなら

ない。自転車で走っていると、道路の両脇に川があるにもかかわらず柵がなかったり、細い道が多かったりする。小学校の前は非常に綺麗に整備されており、自転車や歩行者が通りやすくなっているが、そのすぐ反対側は、自転車や歩行者が車と接触しやすいような非常に狭い道しか引かれていないところを見ると、富士市も高齢者が多いため、道路整備にもっとお金をかけていかなければならないと思う。例えば、富士駅前を賑やかな場所に整理するとか、全体的に道路を整備するといったことが成功し、多くの人々が来てくれるようになれば、入ってくるお金が増え、その上で報酬引き上げを考えるべきだが、今の状況では据え置きが適当であると思う。

- 〔委員〕 バランスを取る必要があると考えており、その基準の一つは人口であると思う。富士市の人口は約25万人であり、周辺市町と富士市を比較することが一つの基準となる。そして、最も重要なのは財政の問題であるとする。商工会議所のアンケートによると、近年、市内の多くの企業が収益を上げているようである。また、富士市は地方交付税不交付団体であるが、市長の給料は10年間変わっていない。
- 〔委員〕 リーダーにはある程度の対価を払わないと良い知恵が出ないと思う。市長が一生懸命やるにしても、1万円上げて100万円にしたとしても、金額は僅かだが、そういう気持ちの上乗せがあれば、なお一生懸命頑張れると思う。下げることも、上げることも理由を付ければ簡単なことだが、自分もそうだったが、やはり給料がちょっと上がれば、一生懸命やろうという気持ちが湧いてくる。ここ何年も上がっていないことを考慮すれば、個人的には引き上げも良いのではないかと思う。そして、上げることで市長がどのようなことをするのか、市民としても見ていけば良いと思う。
- 〔委員〕 このところずっと据え置きになっていて、上げるタイミングの見極めが難しいと感じている。
- 〔委員〕 一度上げたら下げることは難しいと思う。生活水準と同様であり、一度上げたら下げることはできないと思う。副市長を一人にすれば、その分を引き上げの原資に充てることも検討できると思う。市の一般職の部長を格上げして、市長付にすれば、副市長の業務を担当できるのではないか。副市長が1人で現状の業務の7割をこなし、残りの3割は一般職の部長職を格上げし市長付にすることで副市長の業務を行うことは可能ではないか。コロナウイルスのワクチンの予約時には、2時間電話をかけても繋がらなかった。その時、市長に会うことがあり、この窮状を訴えた。
- 〔委員〕 それは市長が悪いわけではないと思う。
- 〔会長〕 第1回目の結論を出したいと思う。ここで最終的な結論を皆様からもらうわけではないが、次回の審議会で答申案をまとめるにあたり、一度、議論を中断して、確認したいと思う。報酬等の「引き上げ」、「据え置き」、そして「引き下げ」、について、3つのうち1つに挙手願います。

【集計結果】

	市長	副市長	教育長	代表監査	議員
上げる	5	0	0	0	0
据え置き	5	1 0	1 0	1 0	1 0
下げる	0	0	0	0	0

- 〔事務局〕皆様の挙手の結果、市長の給料については引き上げが5、据え置きが5ということで、同数となった。本日の議論を基に、次回までに答申案を作成するので、第2回の審議会で議論を進めていただきたい。
- 〔事務局〕市長以外の役職については、据え置きで一致しているが、お手元の資料の通り市長の方針については、引き上げが5、据え置きが5ということで意見が割れている。引き上げに挙手された方は、どのくらいの上げ幅を考えているか。
- 〔委員〕1万円くらいではないだろうか。
- 〔委員〕やっている業務と評価時間が不明なため、金額を算出することは不可能だと思う。他市との比較ではなく、富士市の問題として独自に決めるべきだと思う。金額と言われると、もっと情報が欲しい。
- 〔委員〕数字と言われると、1万円引き上げて100万円だと思う。
- 〔委員〕皆様と同じで100万円だと思います。
- 〔会長〕ありがとうございます。事務局は委員の皆様の意見を踏まえ、次回に向けての答申の素案の用意を願います。次回は10月21日曜日午前9時30分から、答申案について協議する。これで閉会とさせていただきます。
- 〔事務局〕本日は誠にありがとうございました。市長の報酬については、拮抗した状況の中で、皆様のご意見を基に答申案を準備する。

(以上)

令和6年度富士市特別職報酬等審議会（第2回）会議録

I 日 時 令和6年10月21日（月） 午前9時25分～午前10時16分

II 場 所 市役所8階 政策会議室

III 出席委員

きらり交流会議委員長_____内野浩恵
富士市町内会連合会会長_____荻野克雄
東海税理士会富士支部中小企業支援対策委員長_____小野京子
静岡県社会保険労務士会富士支部会員_____勝又紗子
富士市消費者運動連絡会常任理事_____小林俊子
富士伊豆農業協同組合富士地区本部地区本部長_____長橋房良
富士商工会議所副会頭_____増田正之
静岡県弁護士会沼津支部富士地区弁護士会会員_____山内有二
公募委員_____遠藤正人
公募委員_____本田香織

IV 事務局 総務部長 人事課長 給与担当4名

V 議 題 特別職職員の報酬等の適正額について

【進行内容】

1 審議会開会

① 追加資料説明

事務局から事前送付した答申案の素案を順番に説明。

＜追加資料＞

- ・ 前回議事録
- ・ 素案①「市長の報酬額のみを引上げ、他の特別職等の報酬額を据え置きとした場合の答申案」
- ・ 素案②「すべての特別職等の報酬額を据え置きとした場合の答申案」
- ・ 素案③「市長及び他の特別職等（教育長を除く）の報酬額を引き上げとした場合の答申案」

2 審議・採決

各委員から各答申案の素案に対する意見を聴取し採決を採る。

【審議の状況】

- 〔事務局〕皆様おはようございます。開会の時間前ですが、皆様すでに集まっているので、審議会を開始する。本日の10名の皆様全員が出席のため、審議会規則第三条第2項の規定により、会議として成立している。それでは、以降の進行については、会長に願う。
- 〔会長〕週の最初の月曜日であり、皆様それぞれお仕事が忙しいタイミングではないかなと思う。第1回に続き、今日は2回目の審議会となる。前回の審議では、県内の市及び県外の類似都市の状況や一般職の給与改定の状況などを参考にしながら、市長の給料月額を中心に皆様からご意見を聴取した。第1回の審議の最後に2回目の審議会に向けての参考とするため、引き上げか、引き下げかまたは据え置きかについて挙手を頂いたところ、市長については、引き上げが5人、据え置きが5人だった。また、副市長、教育長、常勤の監査委員、議長、副議長及び議員については、全員が据え置きするという状況であった。今回事務局より前回の会議録と3つの答申案が、事前に皆様のお手元に送付されている。まずは、これらの資料について事務局から説明をお願いします。
- 事務局より以下3案について説明。
 - ・素案①「市長の報酬額のみを引上げ、他の特別職等の報酬額を据え置きとした場合の答申案」
 - ・素案②「すべての特別職等の報酬額を据え置きとした場合の答申案」
 - ・素案③「市長及び他の特別職等（教育長を除く）の報酬額を引き上げとした場合の答申案」
- 〔会長〕皆様から順番にご意見を伺う。現時点では3案のうち、どの案が適当と考えるか、またその理由についての意見をいただきたい。その後、答申案を1つに絞り、字句の添削についての意見を伺い、最終的な答申にまとめる予定である。よろしくお願いします。
- 〔委員〕前回、市長のことだけを研究した結果、市長は据え置きで良いのではないかという答申案2を選んだが、新たに答申案3という案を見て、気持ちとしては答申案2を選ぶ立場であると感じるが、もし、答申案1となった場合、市長だけが上がる理由は弱いと感じるため、答申案2もしくは答申案3の方が妥当ではないかと思っている。今の段階では、答申案2と答申案3を並べた状態で、他の委員の意見も聞きたいと考えている。
- 〔委員〕答申案1から3までを何度も読んだが、私は特別職の報酬については上げるべきという根本的な考えを持っており、約10年上がっていないことを考慮して、激務である市長は月99万円から1万円上げて月100万円とすることが妥当だと考えている。
- 〔委員〕3つの案を並べて考えると、答申案3が妥当と考える。理由は市長1人の力でやったことではなく、全員で頑張ったということであれば、そこは頷けるので、答申案3を選びたいと思う。
- 〔委員〕私はすべての案を読んだ中で、答申案2が一番納得感があると感じる。ただし、諸事情を考慮して上げるということであれば、答申案1よりも答申案3が適切だと思う。
- 〔委員〕富士市が近隣市よりも人口が多いから上げるというのは、納得がいかないという意見が多かった。富士市は、富士山が見えるなど色々な材料があるのに観光がどうかという点、生活苦となっているひとり親家庭が増えている点などがある。一方、時給1,500円問題で、富士市は平均の賃上げがどのくらいなのかという点。私としては悩みに悩んでいるが、どちらかと言えば、答申案3と思う。全体的な意見を考えると、答申案3か2で揺れている。

- 〔委員〕私は「自治体の規模」、「財政状況」、「市民感情」の3つがどのような状況であるかという中で、23の類似都市においても、平均すると100万円を超えていたこと。財政状況は実質赤字比率や公債比率、将来の負担比率など、公表されている資料では全て健全性を示していること。また、市民感情については、ガス、電気、水道などのインフラは、確かに今上がっているが、政府主導で賃上げが行われており、最低賃金もこれから引き上げられること、すべてを考えると、この3つの中でいけば答申案1になると考える。答申案3は、すべての特別職が引き上げとなっており、市議会議員の数が現在32名であるが、少し古い資料になるが、平成27年の全国市議会議長会等資料によると、20万人から30万人で31名、10万人から20万人で25名が、市議会議員の数の平均となっている。25万人の富士市から考えると、28.4人が妥当な数字と思われるため、人が減れば上げて良いと考える。したがって、今の段階では答申案3ではなく、答申案1を考えている。
- 〔委員〕前回、事前配付資料の基本的な考え方に沿い、人事院勧告を踏まえた場合、市長については増額すべきという意見を申し上げた。その他の特別職については、判断材料がないということで保留した。新しく答申案3という資料を見て、市長を引き上げ、他の特別職については据え置きというのは説得的ではないと考える。市長を引き上げるのであれば、少なくとも副市長等も引き上げるべきであると考え。市議会議員については、私は詳しくは存じ上げないが、そもそも多すぎるのではないかという話があり、案として出ていないが、議員だけ据え置きというのが考えているものに一番近い。モデル案としていずれかを問われれば、答申案3を支持する。
- 〔委員〕前回のときに私は答申案2の方向で意見を述べた。しかし、いろいろな資料を読んでも、私はどうしても小規模企業、零細企業目線での見方をしてしまうが、実際に賃金がなかなか上がっていないし、上げられるところは無理して上げているところで、この先、その賃金で本当にやっていけるのかどうか心配している経営者が多いと聞いている。その中で市民感情を考えると、自分たちは全く上がらないし、上げるのにも負担がかかるのを承知で上げざるを得ないというような状況を考えると、据え置きが妥当だと思う。しかし、全体的に見ると、これからは上げていかないといけない。インフレのことも考えると、上げていかなければならない方向にあることは間違いない。その中で、公的機関がその先頭に立たなければいけないのではないかという思いも少し出てきて、答申案1に傾いているのが現状である。
- 〔委員〕申案2か3で、どちらかが良いのではないかと考えている。答申案3の附帯意見として、「富士市の成長と発展が認められない場合は躊躇なく、報酬等の引き下げを答申することを次回の審議会に求める」と記載がある。しかし、働く側の気持ちとしては、「報酬を上げるが、その成長と発展がうまくいかなかったときに、下げる」とプレッシャーをかけられるのと、答申案3の附帯意見の逆、すなわち「富士市の成長と発展が認められた場合は必ず報酬引き上げる」というのと、どちらがその力を発揮してもらえるかを考えている。例えば、答申案2には附帯意見はないが、成長と発展が見られたときは必ず報酬を上げるとするならば、実際に成長と発展が見られたら、委員も市民も報酬を上げることに反対しないと思う。例えば、今、富士駅前が閑散としているが、これから駅前を発展させて、人がたくさん来てくれるようになったら、税収も上がる。そうすれば、特別職の報酬を上げて何かの経費を削らなければ

いけないということがなくなる。どちらかと言えば、私は答申案２寄りではあるが、先に報酬を上げた方が特別職のやる気が出るとか、力が発揮できるというのであれば、答申案３のように附帯意見でプレッシャーを与える方が良いと思う。

- 〔委員〕前回の審議会では、市長の給料のみ引き上げと、全員据え置きで意見が半々に分かれたと記憶しているが、市長以外の特別職についても、もう少し議論を深めても良かったのではないかと感じた。そのような中で、全員引き上げとする答申案を見て、これが最も適切だと思った。過去１０年間、報酬を上げようすると、新型コロナウイルスの影響や地方交付税の交付団体となったため、上げるタイミングがなかった。今が最大のチャンスであると考えている。富士市は地方交付税不交付団体であり、財政的に非常に健全で、富士市独自の財源だけでも一定の運営ができる状態にある。少しでも報酬が上がれば、特別職の皆様の士気も向上するだろうという意見には、私も全く同意する。したがって、私は答申案３を強く推進していきたい。
- 〔委員〕先ほど、市議会議員の定数についての話が出たが、議員定数が現在の３２人で適正かどうかについて答えを出してほしいと、議長と副議長に諮問している。
- 〔委員〕私もたまに市議会に傍聴に行くが、毎回質問する議員、しない議員がいる。明らかに差があるので、定数を減らすべきと思う。
- 〔委員〕私は今回、答申案３を支持しているが、附帯意見の表現について「富士の成長発展が認められない場合は、躊躇なく引き下げを答申することを次回審議会に求める」とある。これはまさに次回の審議会で検討することなので、ここで言及する必要があるのか疑問である。その手前のところで、「今回は、今後の成長発展を期待して、上の通り、結論を出した。」としておけば十分と思う。皆様はどうお考えか。
- 〔委員〕附帯意見に注目していなかったが、やはりその次に引き下げを検討することまでは、無くていいのかなと感じた。答申案３を推すにしても、「皆様に期待するから今回上げた」くらいにとどめ、次回はその期待した結果どうだったのか、次の審議会の委員の方が考えれば良いと考える。
- 〔委員〕ネガティブな要素も多いが、様々な点を考慮した上で、期待を込めているという点を強調したい。
- 〔委員〕私は躊躇なくというのは少し表現が強いのかなと思うが、「引き下げることを検討する」とははっきり言っても良いと思う。期待とプレッシャーを両方かけるという意味でも、全員の特別職の給料を上げるのであれば、両方で良いのではないかなと思う。
- 〔委員〕書かれているものは、少々強いと思う。検討は当然だと思うが、「引き下げの答申を求める」まで言っており、少し踏み込み過ぎと思う。
- 〔委員〕私もこれは少し違うかなと感じる。「検討する」くらいは残しておいた方が良いというのが私の意見である。
- 〔会長〕あとはよろしいか。それでは、皆様からの意見が出揃ったため、挙手による決を採りたい。

【集計結果】

案	人数
答申案 1（市長のみ引き上げ）	4
答申案 2（据え置き）	0
答申案 3（教育長を除いて引き上げ）	6

- 〔事務局〕 答申案 1 が 4 名、答申案 2 が無し、答申案 3 が 6 名の方に挙手をいただいた。
- 〔会長〕 過半数の 6 名の委員が、答申案 3 を適当と認めたため、こちらの方を採用する。ご協力ありがとうございます。続いて字句の添削についてのご意見を願います。先ほど触れた内容の他には無いでしょうか。あと、事務局から別途、配布書類はあるか。
- 〔事務局〕 特にない。先ほど附帯意見について、ご意見いただいたので修正するが、他に気になるところがあれば、この場で願います。
- 〔委員〕 気になるのは、副市長が 2 人必要かという点。いつまでもそれが引っかかっている。
- 〔会長〕 ありがとうございます。それでは今話があった字句の添削については、委員の皆様からいただいた意見を基に修正し、事務局は原案を作っていただきたい。皆様からいただいた意見を基に答申案に修正を加え、来週 28 日に私と会長代理で、市長に答申する。細かい修正は私と事務局にお任せいただき、皆様に納得いただけるような答申を出す。よろしいか。
- 〔全委員〕 意義無し。
- 〔会長〕 ありがとうございます。すべて終了したため事務局にバトンタッチする。皆様、進行に協力いただきありがとうございました。
- 〔事務局〕 本日はご審議いただき、誠にありがとうございました。市長への答申については会長の話にもありましたように、答申案を修正後、会長に最終的なご確認を頂き、来週 28 日の月曜日に、会長と会長代理に願いますことになっている。他の委員の皆様には、後日答申の写しを送付させていただく。委員の皆様方には、公私ともご多用な中、2 回にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。当審議会の審議結果等については情報公開の観点から、市のウェブサイトで公表する予定となっている。本日は誠にありがとうございました。

（以上）



令和6年10月28日

富士市長 小長井 義正 様

富士市特別職報酬等審議会
会 長 増 田 正 之

特別職報酬等の額について（答申）

令和6年8月28日に市長から本審議会に諮問のあった市議会議員の報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の適正額について、広範な角度から厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 特別職の報酬等の額

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額並びに市議会議員の議員報酬は、次のとおり改定することが適当である。また、改定期日は令和7年4月1日とすることが適当である。

(単位:円)

職名	改定前の月額	改定後の月額	改定額
市 長	990,000	1,000,000	10,000
副市長	800,000	810,000	10,000
教育長	742,000	742,000	0
常勤の監査委員	544,000	550,000	6,000

職名	改定前の月額	改定後の月額	改定額
議 長	653,000	660,000	7,000
副議長	594,000	600,000	6,000
議 員	524,000	530,000	6,000

2 審議に当たったの基本的な考え方

- (1) それぞれの職の特殊性を判断し、責任の度合い、職務の困難性等を考慮する。
- (2) 人口規模や財政状況を勘案しつつ、他都市の報酬額との均衡が保たれるよう配慮する。
- (3) 国及び他都市の特別職の報酬等の改定及び人事院勧告に基づく一般職の職員の給与改定の状況を参考とする。
- (4) 世論や市民感情、民間における経済情勢を考慮する。

3 審議経過及び内容

(1) 市長の給料の額について

富士市は人口規模が県下で静岡市、浜松市に次ぐ市であり、公務の量も人口規模に比例して多いものとするが、現状の富士市長の給料月額、人口規模が県下で富士市に次ぐ市の市長の給料月額を下回っている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大や、原油・原材料価格等の高騰による工事費の増大等といった、多くの課題を抱えた市政の舵取りを迫られた中でも適切に対応し、この間、地方交付税の不交付団体として、財政的に健全度も高く、独自の財源だけで市政運営ができている期間が続いていることは評価に値する。

さらに、近年の急速な物価の上昇や、民間企業の賃金の引き上げの状況の中、平成25年4月以降10年以上据え置きであること等が、引き上げの要因として挙げられる。

その一方で、「経済の好循環」による賃上げの実施をしている中小企業は少なく、厳しい経営状態であり、労働者の最低賃金は上がったものの、物価の上昇により、依然として苦しい生活を強いられている市民が多い。

また、富士駅北口再整備事業などの大規模事業により、財政支出が増大することに加えて、細い道路の拡張や、高齢者等に優しい道路への整備等、インフラ整備が十分でない現状で、市長の給料の引き上げ分は、まずそういったインフラ整備に充てるべきと考えることから、給料の引き上げについては慎重にならざるを得ない。

以上より、非常に難しい判断であったが、市長の給料の額について引き上げることが適当であるとの結論に至った。

また、諸般の事情を考慮し、給料月額を平成25年4月の引き下げ前の水準に引き上げ、改定の期日は令和7年4月1日から適用することが適当であるという結論に至った。

(2) 市長を除く特別職の報酬等の額について

副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額並びに市議会議員の議員報酬については、近年の急速な物価の上昇や、民間企業の賃金の引き上げ等が引き上げの要因として挙げられる。一方で、企業の収益改善が雇用の増加や賃金の上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付く「経済の好循環」を多くの市民が現時点で実感できているとは言い難い。

また、市長を除く特別職の職務については、前回の審議会が開催された令和4年当時から、大きく変わっていないのではないかと考えも示された。

しかしながら、(1)の市長の給料の額についての中で言及したように、新型コロナウイルス感染症の拡大等の多くの課題を抱えた市政の運営に適切に対応し、この間、財政的に健全度の高い期間が続いていることは、市長一人の力だけではなく、他の特別職の寄与も少なからずあったものと推察できる。

さらに、令和2年7月1日から新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を考慮し、身を切る姿勢、克服への強い意志を示すとともに、取組のための財源を確保するため、市長を始めとする常勤の特別職の給料、及び市議会議員の報酬の減額を実施したことは評価に値する。

以上により、非常に難しい判断であったが、副市長、及び常勤の監査委員の給料の額並びに市議会議員の議員報酬について、富士市のより一層の成長と発展のため、これまで以上に職務に精励することに期待も込めて引き上げることが適当であるとの結論に至った。

また、諸般の事情を考慮し、市長を除く特別職の報酬等の額は、市長と同様に平成25年4月の引き下げ前の水準に引き上げ、改定の期日も市長と同じく令和7年4月1日から適用することが適当であるという結論に至った。

4 附帯意見

市長を除く特別職の報酬等の引き上げについては、今後の各職の職務精励により、富士市のより一層の成長と発展を期待してのものである。よって、次回の審議会開催時において、富士市の成長と発展が認められない場合は、報酬等の引き下げを検討することを次回の審議会に求める。

(以上)